

諮問番号：令和 2 年諮問第 1 号

諮問日：令和 2 年 2 月 4 日

答申番号：令和 2 年答申第 1 号

答申日：令和 2 年 3 月 5 日

件 名：資料に対する利用制限措置に関する件

答申書

第 1 審査会の結論

〇〇（請求記号：〇〇 発行者：〇〇 発行年月：〇〇年〇〇月）（以下「本件資料」という。）につき、国立国会図書館の館長（以下「館長」という。）が利用制限措置（国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則（平成 28 年国立国会図書館規則第 2 号。以下「規則」という。）第 2 条に規定する資料利用制限措置をいう。以下同じ。）を採っていることは、妥当である。

第 2 苦情申出人の主張の要旨

1 苦情申出の趣旨

本件苦情申出の趣旨は、本件資料の利用制限措置を解除すべきというものである。

2 苦情の内容の要旨

苦情申出人の苦情の内容の要旨は、苦情の申出書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

国立国会図書館は、平成 20 年国図収 080128002 号において「わいせつとされた記述・描写と同一の内容を含む出版物が、長期間にわたって公然と頒布されていると認められる」ことから、利用制限措置の解除を行っており、資料利用制限審査会は、平成 31 年 3 月 14 日に行った本件資料の利用制限措置に係る答申（以下「前回答申」という。）において、この判断基準は妥当であるとした。本件資料は、同一の出版物（古書）がインターネットを通じて購入可能であることから、同一内容の出版物が公然と頒布されているものに当たると考えられる。また、「長期間」という要件についても、公訴時効等を踏まえると 3 年間は適当であると考えられるが、本件資料については、インターネット上では少なくとも 6 年以上にわたって販売されているにもかかわらず係争に至った事実は確認できず、公権力がこれを放置していることから、当該要件を満たしている。

このことから、本件資料の利用制限措置の解除を求める。

第 3 調査審議の経過

1 調査審議の経過

令和 2 年 2 月 4 日

諮問、国立国会図書館職員（収集書誌部長ほか）か

らの説明の聴取、調査・審議

2 本件事案の経緯

苦情の申出書及び館長の説明によると、本件事案の経緯は、次のとおりと認められる。

苦情申出人から、令和元年 10 月 4 日に本件資料の利用が制限されたとして、同日、規則第 11 条の規定に基づき、本件資料に係る利用制限措置に関する説明書の交付の求めがあった。

この求めについて、館長は、同年 10 月 25 日付けで、「資料利用制限措置に関する説明書」（平成 20 年国図収 1910241 号）を苦情申出人に交付した。この「資料利用制限措置に関する説明書」において、本件資料の利用制限措置の内容及び期限、該当する規則第 2 条の号数並びに利用制限措置の理由について説明した。

これに対し、苦情申出人は、規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 12 月 16 日付け文書により苦情を申し出、館長は同月 17 日にこれを受領した。

3 館長の説明の趣旨

審査会は、調査審議の過程において、規則第 14 条第 1 項の規定に基づき、館長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めた。その結果、得られた説明の趣旨は、次のとおりである。

(1) 本件資料及び利用制限措置の内容

本件資料は、〇〇著「〇〇」（請求記号：〇〇 発行者：〇〇 発行年月：〇〇年〇〇月）である。

利用制限措置の内容は、利用禁止である。

(2) 利用制限措置の理由

刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 175 条に規定するわいせつな図画に該当することが裁判により確定した資料であることから、規則第 2 条第 3 号に該当するため、利用禁止の措置を採っているものである。

(3) 苦情申出人の主張に対する所見

苦情申出人は、利用制限措置解除の例（平成 20 年国図収 080128002 号）を挙げ、「わいせつとされた記述・描写と同一の内容を含む出版物が、長期間にわたって公然と頒布されている」ことが国立国会図書館における利用制限措置解除の判断基準であるとしたうえで、本件資料については、同一の出版物（古書）がインターネットを通じて購入可能であることから、その判断基準を満たしていると主張する。

しかし、国立国会図書館では、利用制限措置の判断の基礎となった社会実態等が

変わり、当該利用制限措置を継続することが適当でない認められる場合に、当該措置を解除するが、刑法第 175 条のわいせつな文書等に該当するとされた内容と同一の内容を含む出版物が新たに刊行され、その後も長期間にわたって係争とならずに頒布されていることをその判断基準とし、刊行が新しくなされることを要件としている。

この基準は、苦情申出人が示した前例においても実際に適用しており、資料利用制限審査会の前回答申においてもこの基準は妥当であるとされたところである。

また、同答申では、「刑法第 175 条のわいせつな文書等に該当することが裁判により確定した出版物であっても、古書としてインターネット等を通じて個別に販売されることは実態としてあり得ることであるが、そのことは直ちに、当該出版物の頒布等がもはや捜査機関による捜査の対象とはならないことを示すものではなく、本件資料についても、現に古書がインターネット等で販売されていることをもって長期間公然と頒布されているとまではいえない。」としている。当館としても、同じ理由から、インターネット等を通じて古書が入手可能であるということを利用制限措置の解除の判断基準とすることはできないと考える。

したがって、国立国会図書館としては、引き続きこれまでの判断基準に基づいて利用制限措置の継続等を判断していくことが適当であると考え。そのうえで、当該判断基準に照らし、平成 31 年 3 月の本件資料に対する苦情審査以降、刑法第 175 条のわいせつな文書等に該当するとされた内容と同一の内容を含む出版物が新たに刊行されたという事実は確認できず、その他社会情勢の変化等の事情の変化も認められないことから、本件資料の利用制限措置は継続すべきであると考え。

なお、苦情申出人は、「長期間にわたって係争とならずに頒布されている」と認められるかについて、公訴時効等を踏まえると 3 年間が適当であると主張し、補足意見として具体的な基準を示すよう求めている。この点、当館では、個々の事案に即して、刑法第 175 条のわいせつな文書等に該当するとされた内容と同一の内容を含む出版物の刊行・頒布の態様や状況を踏まえて総合的に判断することが適当であると考えている。

第 4 審査会の判断の理由

1 本件資料の利用制限措置に係る苦情について

本件資料の利用制限措置に係る苦情は、本件資料がインターネット等を通じて長期間にわたって公然と頒布されているとして、利用制限措置の解除に係る国立国会図書館の判断基準を満たしており、当該措置を解除すべきというものである。館長は、同判断基準を満たしておらず、利用制限措置の理由となった事情に変化が認められないことから、本件資料に係る利用制限措置を継続することが妥当としている。

本件資料の規則第 2 条第 3 号該当性及び当該措置継続の妥当性について検討する。

2 規則第2条第3号該当性及び利用制限措置継続の妥当性について

規則第2条第3号の該当性については、前回答申において示したように、本件資料は刑法第175条のわいせつな図画に該当することが裁判により確定した資料であることから、旧国立国会図書館資料利用制限措置等に関する内規（昭和63年国立国会図書館内規第6号）第4条第2号（規則第2条第3号に相当。）に該当し、利用制限措置を採ったことは適正な措置であったと考えられる。

次に、本件資料の利用制限措置継続の妥当性について検討する。

国立国会図書館では、規則第2条第3号に該当するとして利用制限措置を採った資料については、時代の趨勢により当該措置の判断の基礎となった社会実態等が大きく変わり、当該措置を継続することが適当ではないと認められる場合に、当該措置を解除しているところである。その判断基準として、前回答申において示したように、刑法第175条のわいせつな文書等に該当するとされた内容と同一の内容を含む出版物が新たに刊行され、その後も長期間にわたって係争とならずに頒布されていることとするのは、妥当である。これに照らして、本件資料の場合は、刑法第175条のわいせつな文書等に該当するとされた内容と同一の内容を含む出版物が新たに刊行されたという事実は確認できないことから、基準を満たしておらず、当該措置を継続することが適当とする館長の判断も妥当である。

なお、苦情申出人は、古書がインターネット等で長期間販売されていることを理由に本件資料の利用制限措置を解除すべきと主張する。国立国会図書館は、利用制限措置の判断の基礎となった社会実態等が大きく変わり、当該措置を継続することが適当ではないと認められる場合の判断基準として、新たな刊行行為を要件としているところ、本件資料は古書がインターネット等で販売されているに過ぎない。この点、前回答申において示したとおり、刑法第175条のわいせつな文書等に該当することが裁判により確定した出版物であっても、古書としてインターネット等を通じて個別に販売されることは実態としてあり得ることであり、当該出版物の頒布等がもはや捜査機関による捜査の対象とはならないことを示すものではなく、数年にわたり古書としてインターネット等で販売されているとしても、利用制限措置の判断の基礎となった社会実態等に変化があったと判断することはできない。また、新たな刊行行為があった場合に、その後、何年経過すれば長期間にわたって係争とならずに公然と頒布されているものと認められるかについては、個々の事案によって総合的に判断するのが妥当であると考えられる。

その外、前回答申以降、本件資料のわいせつ性についての判断の基礎が大きく変わるような判例や社会実態等の変化も存在しないものと認められる。

したがって、本件資料の利用制限措置を継続することについては合理性があり、また当該措置を見直す理由はないものと考えられる。

3 結論

以上のことから、本件資料は規則第2条第3号に該当すると認められ、本件資料に係る利用制限措置を継続することは妥当であると判断した。

第5 答申をした委員

藤原静雄、岸田和明、宍戸常寿